

○宜野湾市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則

平成25年12月27日

規則第60号

(趣旨)

第1条 この規則は、宜野湾市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成25年宜野湾市条例第42号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第2条 条例第4条第1項の規定による協議は、申請予定日の60日前までに開始しなければならない。

2 条例第4条第2項の協議書は、墓地等(経営・変更)計画協議書(様式第1号)によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 墓地等の区域の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)
- (2) 墓地等の区域の自己所有に関する書類
- (3) 申請地及び隣接地の公図
- (4) 他法令の許可等について、所轄機関の手続等を記入した書類
- (5) 墓地等の区域の現況写真
- (6) 墓地等を経営しようとする理由を記載した書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 墓地にあっては、前項に掲げるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、個人墓地に係るものであるときは、その一部を省略することができる。

- (1) 墓地の区域の周囲200メートル以内の付近見取図(墓地の区域及び当該区域の境界線からの水平距離が、100メートル以内の区域を記すこと。)
- (2) 区域を明らかにした図面、墳墓の区画図及び構造整備の平面図(管理事務所、便所及び合葬墓にあっては、2面以上の立面図を含む。)

4 納骨堂にあっては、第2項に掲げるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 納骨堂の区域の周囲200メートル以内の付近見取図(納骨堂の区域及び当該区域の境界線からの水平距離が、100メートル以内の区域を記すこと。)
 - (2) 建物及びその構造設備の平面図、2面以上の立面図及び配置図
- 5 火葬場にあつては、第2項に掲げるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 火葬場の区域の周囲300メートル以内の付近見取図(火葬場の区域及び当該区域の境界線からの水平距離が、200メートル以内の区域を記すこと。)
 - (2) 建物及びその構造設備の平面図、2面以上の立面図及び配置図
- 6 申請者が宗教法人又は公益法人の場合にあつては、第2項から前項までに掲げるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第12条第1項に規定する規則の写し又は公益法人の定款の写し
 - (2) 法人の登記事項証明書(履歴事項証明書に限る。)
 - (3) 墓地等の管理運営に関する規則等の写し
 - (4) 墓地等の経営に係る収入及び支出を記載した10年間の収支予算書
 - (5) 財務目録、資金計画書、貸借対照表及び収支計算書等財務に関する書類
 - (6) 墓地等の経営管理のための組織体制、維持管理の方法、利用方法等に関する経営計画書
 - (7) 墓地等の需要の予測を示した書類
 - (8) 墓地等の用地の取得、造成等に関する資金計画書及び見積書
 - (9) 墓地又は納骨場にあつては、墓地又は納骨堂の使用希望者数が確認できる書類
 - (10) 墓地又は納骨場にあつては、墓地又は納骨堂の使用契約約款その他これに類する書類
- 7 申請予定者が、条例第3条第4号に規定する地縁に基づいて形成された団体(以下「認可地縁団体」という。)の場合にあつては、前項第3号から第10号までに掲げる書類、認可を受けたことを証する書類及び認可地縁団体の規約の写し

8 第2項から前項までに規定する墓地等(経営・変更)計画協議書(様式第1号)及び添付書類は、正1部、副3部(個人墓地は正1部とする。)を提出しなければならない。

9 申請予定者は、墓地等計画の変更により、第2項から第7項までに規定する墓地等(経営・変更)計画協議書又は添付書類に変更があるときは、速やかに訂正し、正1部、副3部(個人墓地は正1部とする。)を提出しなければならない。
(標識の設置)

第3条 条例第5条第1項の標識(以下「標識」という。)は、事前協議終了後、申請予定日の45日前までに設置しなければならない。

2 前項の様式は、様式第2号による。

3 第1項の標識は、風雨等のため容易に破損し、又は倒壊しないように設置するとともに、記載事項が不鮮明にならないよう維持管理しなければならない。

4 申請予定者は、墓地等計画の変更により、標識に記載された事項に変更があるときは、速やかに当該記載した事項を訂正しなければならない。

5 条例第5条第2項の規定による届出は、標識設置届出書(様式第3号)に次に掲げる書類を添付して市長に届け出なければならない。

(1) 標識を設置した場所を明示した図面

(2) 標識の設置の状況及び記載内容が分かる写真

(住民等)

第4条 条例第5条第1項に規定する隣接住民等及び周辺住民等は次に掲げる者とする。

(1) 隣接住民等

ア 墓地等に接する土地の所有者並びに当該土地に存する建物の所有者、管理者及び居住者

イ 墓地等の計画地が存する土地の自治会の長

ウ 墓地等の計画地が、他の自治会区域内の土地に接する場合においては、当該土地の存する自治会の長

(2) 周辺住民等

ア 墓地又は納骨堂にあつては、その区域の境界線からの水平距離が100メートル以内に存する建物の所有者、管理者及び居住者

イ 火葬場にあつては、その区域の境界線からの水平距離が200メートル以内に存する建物の所有者、管理者及び居住者

(説明会の開催)

第5条 条例第6条第1項の説明会(以下「説明会」という。)は、標識の設置日以後、申請予定日の30日前までに開催しなければならない。この場合において、開催日の15日前までにその旨を隣接住民等及び周辺住民等に通知しなければならない。

2 前項の説明会において周知する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 経営予定者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び当該事務所の電話番号
- (2) 墓地等の名称及び所在地
- (3) 墓地等の施設等の概要
- (4) 墓地等の維持管理の方法
- (5) 工事予定期間
- (6) 工事の方法及び安全対策の概要
- (7) 条例第8条第1項の規定による意見の申出の期間及び方法

3 条例第6条第2項の規定による個別の説明は、説明会開催後7日以内に説明会の不参加者に対し、個別訪問により行わなければならない。ただし、2回にわたり個別訪問を行ったにもかかわらず、当該説明会の不参加者が不在である等のため、個別の説明を行うことができなかった場合は、次項第1号に規定する書類を送付することにより、個別の説明に代えることができる。

4 条例第6条第3項の規定による報告は、説明会開催状況報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 説明会で使用した資料
- (2) 第1項の規定により通知した書面
- (3) 説明会の開催について通知した隣接住民等及び周辺住民等名簿並びに説

明会に出席した隣接住民等及び周辺住民等名簿

(隣接住民等との協議)

第6条 条例第7条第1項の規定による隣接住民等への墓地等計画の内容の提示は、標識の設置日以後、申請予定日の30日前までに行わなければならない。

2 条例第7条第2項の規定による報告は、隣接住民等協議結果報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1) 提示及び協議で使用了資料

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(周辺住民等との協議)

第7条 条例第8条第1項に規定する意見の申出は、説明会の開催日以後30日以内に、書面の提出により行うものとする。

2 個人墓地についての意見の申出は、標識の設置日以後45日以内に、書面の提出により行うものとする。

3 条例第8条第2項の規定による報告は、周辺住民等協議結果報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 協議で使用了資料

(2) 前2項の書面の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(申請)

第8条 条例第10条の規定による申請は、墓地等経営許可申請書(様式第7号)、墓地等変更許可申請書(様式第8号)又は墓地等廃止許可申請書(様式第9号)による。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 申請者が地方公共団体の場合にあっては、墓地等の経営(変更・廃止)に係る議会の議決書の写し

(2) 申請者が宗教法人又は公益法人の場合にあっては、墓地等の経営(変更・廃止)に係る意思決定をした旨を証する書類

(3) 宗教法人法第5条第2項第2号及び第3号に規定する宗教法人を包括す

る宗教法人の承認が必要な宗教法人にあつては、前号に掲げる書類及び承認書の写し

- (4) 前各号に掲げるもののほか、墓地又は納骨堂の墓地等廃止許可申請書の場合にあつては、改葬対象、改葬日及び改葬状況を記載した書類
(許可証等)

第9条 条例第11条第1項に規定する許可証は、墓地(経営・変更・廃止)許可証(様式第10号)によるものとし、不許可の通知は、墓地等(経営・変更・廃止)不許可通知書(様式第11号)による。

(みなし許可に係る届出)

第10条 条例第12条の規定による届出は、墓地(火葬場)みなし許可届出書(様式第12号)による。

- 2 前項の墓地(火葬場)みなし許可届出書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 墓地又は火葬場の新設又は変更の場合

ア 都市計画事業の認可若しくは承認又は土地区画整理事業若しくは住宅街区整備事業の事業認可を受けたことを証する書類の写し

イ 墓地にあつては、改葬対象、改葬日及び改葬状況を記載した書類

- (2) 墓地又は火葬場の廃止の場合

ア 都市計画事業の認可若しくは承認又は土地区画整理事業若しくは住宅街区整備事業の事業認可を受けたことを証する書類の写し

イ 墓地にあつては、改葬対象、改葬日及び改葬状況を記載した書類

(設置場所の基準に係る定義)

第11条 条例第13条第1項第2号に規定する用語の意義は、次に定めるとおりとする。

- (1) 公園 都市公園法(昭和31年法律第79号)に規定する公園

- (2) 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校

- (3) 保育所 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設

- (4) 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合

的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)に規定する幼保連携型認定こども園

(5) 病院 医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院、診療所(歯科医業のみを行うものを除く。)又は助産所

(6) 公共的施設 次に掲げる施設をいう。

ア 図書館法(昭和25年法律第118号)に規定する図書館

イ 博物館法(昭和26年法律第285号)に規定する博物館

ウ 社会教育法(昭和24年法律第207号)に規定する公民館

エ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する社会福祉施設

オ アからエまでに掲げるもののほか、これらに類する施設

(平27規則3・一部改正)

(個人墓地禁止区域)

第12条 条例別表に規定する個人墓地禁止区域は、次に掲げる区域とする。ただし、区画整理事業地区内で墓地の位置付けをされている街区・画地は除く。

(1) 土地区画整理事業地区

ア 新城土地区画整理地区

イ 野嵩土地区画整理地区

ウ 上原土地区画整理地区

エ 真志喜土地区画整理地区

オ 大山土地区画整理地区

カ 宇地泊土地区画整理地区

キ 宇地泊第二土地区画整理地区

ク 佐真下土地区画整理地区

ケ 西普天間住宅土地区画整理地区

(2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条に基づき、沖縄県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域(以下「急傾斜地崩壊危険区域」という。)

ア 真志喜1丁目の急傾斜地崩壊危険区域

イ 嘉数4丁目の急傾斜地崩壊危険区域

(令7規則3・一部改正)

(墓地の設置構造基準)

第13条 条例第14条第1項第2号の規定で定める距離は、1メートルとする。

2 条例第14条第1項第4号の規則で定める面積は、墓地区域面積の100分の30以上とする。

3 条例第14条第1項第5号の規則で定める規模は、墳墓数に100分の10を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上の自動車を収容できるものとする。

(納骨堂の構造設備基準)

第14条 条例第15条第5号の規則で定める規模は、納骨数に100分の3を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上の自動車を収容できるものとする。

(火葬場の構造設備基準)

第15条 条例第16条第3号の規則で定める規模は、火葬炉の数に10を乗じて得た数以上の自動車を収容できるものとする。

(経営者の遵守事項)

第16条 条例第17条第4号の規定による掲示は、様式第13号によるものとし、利用者の見やすい位置に表示すること。

(地位承継届)

第17条 条例第18条第2項の規定による届出は、地位承継届出書(様式第14号)の
よるものとし、次に掲げる書類を添付して届け出なければならない。

(1) 前経営者が交付を受けた墓地等経営許可証

(2) 墓地の所有権が届出者に移転したことを証する墓地の区域の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)

(工事完了届出等)

第18条 条例第19条第1項の規定による届出は、墓地等工事完了届出書(様式第15号)による。

2 条例第19条第2項の検査済証は、墓地等工事完了検査済証(様式第16号)による。

(証明書)

第19条 条例第20条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、環境衛生監視員証を定める省令(昭和52年厚生省令第1号)別記様式によるものとする。

(公表)

第20条 条例第22条第1項の規定による公表は、宜野湾市公告式条例(昭和47年条例第2号)第2条第2項に規定する掲示場への公告その他適当と認められる方法により行うものとする。

2 公表する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 - (2) 勧告を受けた者の住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)
 - (3) 勧告の内容
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- (意見陳述の機会の付与)

第21条 条例第22条第2項に規定する意見を述べる機会(以下「意見陳述の機会」という。)におけるその方法は、市長が口頭であることを認めた場合を除き、意見及び証拠を記載した書面(以下「意見書」という。)を提出して行うものとする。

2 市長は、勧告を受けた者に対し意見陳述の機会を与えるときは、意見書の提出期限(口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、当該勧告を受けた者に対し、墓地等意見陳述の機会付与通知書(様式第17号)により通知する。

3 前項の通知を受けた者(以下「当事者」という。)は、やむを得ない事情がある場合には、意見書の提出期限の延長又は出頭すべき日時若しくは場所の変更を市長に申し出ることができる。

4 市長は、前項の規定による申出があった場合は、意見書の提出期限を延長し、又は出頭すべき日時若しくは場所を変更することができる。

5 市長は、当事者に口頭による意見陳述の機会を与えたときは、当事者の陳述の要旨を記載した書面を作成するものとする。

6 市長は、当事者が正当な理由なく意見書の提出期限内に意見書を提出せず、又は口頭による意見陳述をしなかったときは、条例第22条の規定による公表をすることができる。

(台帳)

第22条 墓地、埋葬等に関する法律施行規則(昭和23年厚生省令第24号)第7条第1項及び第3項に規定する帳簿は次のとおりとする。

(1) 墓地台帳(様式第18号)

(2) 納骨堂台帳(様式第19号)

(3) 火葬場台帳(様式第20号)

(雑則)

第23条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(宜野湾市墓地等の経営許可等に関する規則の廃止)

2 宜野湾市墓地等の経営許可等に関する規則(平成24年規則第9号。以下「旧規則」という。)は廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行前に、前項の規定による廃止前の旧規則によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされたものとみなす。

附 則(平成27年2月10日規則第3号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第13号)

(施行期日)

1 この規則は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月

1 日)から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であつてこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の宜野湾市情報公開条例施行規則、第2条の規定による改正前の宜野湾市個人情報保護条例施行規則、第4条の規定による改正前の宜野湾市職員の給与に関する規則、第5条の規定による改正前の宜野湾市職員の退職手当に関する条例施行規則、第6条の規定による改正前の宜野湾市税条例施行規則、第7条の規定による改正前の宜野湾市市民税減免の基準に関する規則、第8条の規定による改正前の宜野湾市児童福祉法施行細則、第9条の規定による改正前の宜野湾市家庭的保育事業等の認可手続等に関する規則、第10条の規定による改正前の宜野湾市児童手当事務取扱規則、第11条の規定による改正前の宜野湾市子ども手当事務取扱規則、第12条の規定による改正前の宜野湾市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例施行規則、第13条の規定による改正前の宜野湾市老人福祉法施行細則、第14条の規定による改正前の宜野湾市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、第15条の規定による改正前の宜野湾市地域生活支援事業実施規則、第16条の規定による改正前の宜野湾市身体障害者福祉法施行細則、第17条の規定による改正前の宜野湾市障害児通所給付費等及び障害児相談支援給付費の支給等に関する規則、第18条の規定による改正前の宜野湾市知的障害者福祉法施行規則、第19条の規定による改正前の宜野湾市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則、第20条の規定による改正前の宜野湾市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則、第22条の規定による改正前の宜野湾市企業立地促進条例施行規則及び第23条の規定による改正前の宜野湾市危険物規制規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和 7 年 3 月 19 日規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

宜野湾市長 殿

住所（主たる事務
所の所在地）

申請予定者 氏名（名称及び代
表者の氏名）

電 話 番 号

印

墓地等（経営・変更）計画協議書

宜野湾市墓地等の経営の許可等に関する条例第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり協議します。

区分 □墓地 □納骨堂 □火葬場	名 称	
	所 在 地	
	協議の区分	☐ 経営（新設） ☐ 変更（ ☐ 拡張・ ☐ 縮小）
	区 域	面積 m²
	地 目	
	土地の状況	所有権 有・無 抵当権等の設定 有・無 法令の規定による指定等の状況
標 識 設 置 予 定 日		年 月 日
説 明 会 開 催 予 定 日		年 月 日
隣接住民等との協議予定日		年 月 日
周辺住民等の意見申出予定期間		年 月 日 ～ 年 月 日 (30日間 ・ 45日間)
申 請 予 定 日		年 月 日
工 事 着 手 予 定 日		年 月 日
工 事 完 了 予 定 日		年 月 日
管理者の住所、氏名及び電話番号		住 所： 氏 名： 電話番号：

様式第 2 号（第 3 条関係）

墓地等の（経営・変更）計画のお知らせ	
名 称	
所 在 地	
区 分	☐ 墓地 ☐ 納骨堂 ☐ 火葬場 ☐ 経営（新設） ☐ 変更（ ☐ 拡張・ ☐ 縮小）
区 域	面積 m ²
墓 地 等 概 要	☐ 墓地 区画数 区画 ☐ 納骨堂 収蔵可能数 体 建築面積 m ² 延床面積 m ² ☐ 火葬場 火葬炉数 基 焼却能力 体/日 煙突の高さ m 建築面積 m ² 延床面積 m ²
工 事 着 手 予 定 日	年 月 日
工 事 完 了 予 定 日	年 月 日
申 請 予 定 者	住所 氏名
工 事 施 工 業 者	住所 氏名
標 識 設 置 日	年 月 日
説 明 会 開 催 地 及 び 開 催 予 定 日	年 月 日
周 辺 住 民 等 の 意 見 申 出 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日 (30日間 ・ 45日間)
この標識は、宜野湾市墓地等の経営の許可等に関する条例第 5 条第 1 項の規定により設置するものです。 この計画についてのお問い合わせ及び意見の申出は、以下へご連絡下さい。 氏名： 住 所： 電話： F A X： E-mail：	

注 大きさは、日本工業規格 A 1（594ミリメートル×841ミリメートル）以上とする。
個人墓地にあつては、日本工業規格 A 3（297ミリメートル×420ミリメートル）以上とする。

様式第3号（第3条関係）

年 月 日

宜野湾市長 殿

住所（主たる事務
所の所在地）
申請予定者 氏名（名称及び代
表者の氏名） 印
電 話 番 号

標識設置届出書

宜野湾市墓地等の経営の許可等に関する条例第5条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

名 称	
所 在 地	
区 分	☐ 墓地 ☐ 納骨堂 ☐ 火葬場 ☐ 経営（新設） ☐ 変更（ ☐ 拡張・ ☐ 縮小）
標 識 設 置 日	年 月 日

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

宜野湾市長 殿

住所（主たる事務
所の所在地）
申請予定者 氏名（名称及び代
表者の氏名）
電 話 番 号

印

説明会開催状況報告書

宜野湾市墓地等の経営の許可等に関する条例第6条第3項の規定により、次のとおり報告します。

名 称		
所 在 地		
区 分		☐ 墓地 ☐ 納骨堂 ☐ 火葬場 ☐ 経営（新設） ☐ 変更（ ☐ 拡張・ ☐ 縮小）
説 明 会 の 内 容	開 催 日 時	年 月 日
	開 催 場 所	
	申 請 予 定 者 側参加者氏 名及び役職	
	説 明 事 項 及 び 質 疑 応 答 の 内 容	
	隣接住民等及 び周辺住民等 の賛否の状況	

様式第5号 (第6条関係)

年 月 日

宜野湾市長 殿

住所（主たる事務
所の所在地）
申請予定者 氏名（名称及び代
表者の氏名）
電 話 番 号

隣接住民等協議結果報告書

宜野湾市墓地等の経営の許可等に関する条例第7条第2項の規定により、次のとおり報告します。

名 称		
所 在 地		
区 分		☐ 墓地 ☐ 納骨堂 ☐ 火葬場 ☐ 経営（新設） ☐ 変更（ ☐ 拡張・ ☐ 縮小）
	協 議 日	年 月 日
	協 議 場 所	
協 議 の 内 容	隣接住民等の 協 議 者 氏 名	☐ 土地の所有者（地番： ） ☐ 建物の所有者 ☐ 建物の管理者 ☐ 建物の居住者 （建物の住所及び名称： ） ☐ 自治会長（ 自治会） ☐ 隣接地の自治会長（ 自治会） 住 所： 氏 名： 印 電話番号：
	協 議 事 項	☐ 公衆衛生その他公共の福祉についての意見 ☐ 墓地等の構造設備と周辺環境の調和についての意見 ☐ 墓地等の建設工事の方法等についての意見 ☐ 意見なし 意見内容：
	協 議 結 果	合意事項：

様式第 6 号（第 7 条関係）

年 月 日

宜野湾市長 殿

住所（主たる事務
所の所在地）
申請予定者 氏名（名称及び代
表者の氏名） 印
電 話 番 号

周辺住民等協議結果報告書

宜野湾市墓地等の経営の許可等に関する条例第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり報告しま
す。

名 称		
所 在 地		
区 分		☐ 墓地 ☐ 納骨堂 ☐ 火葬場 ☐ 経営（新設） ☐ 変更（ ☐ 拡張・ ☐ 縮小）
協 議 の 内 容	協 議 日	年 月 日
	協 議 場 所	
	周辺住民等の 協 議 者 氏 名	☐ 建物の所有者 ☐ 建物の管理者 ☐ 建物の居住者 （建物の住所及び名称： ） ☐ 公園 ☐ 学校 ☐ 保育所 ☐ 病院 ☐ その他公共的施設 ☐ 人家 住 所： 氏 名： 印 電話番号：
	意見の申出日	年 月 日
	申 出 事 項	☐ 公衆衛生その他公共の福祉についての意見 ☐ 墓地等の構造設備と周辺環境の調和についての意見 ☐ 墓地等の建設工事の方法等についての意見 ☐ 意見なし 意見内容：
	協 議 結 果	合意事項：

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

宜野湾市長 殿

住所（主たる事務
所の所在地）

申請者 氏名（名称及び代
表者の氏名）

電 話 番 号

印

墓地等経営許可申請書

宜野湾市墓地等の経営の許可等に関する条例第10条の規定により、次のとおり申請します。

区分 □墓 地 □納骨堂 □火葬場	名 称	
	所 在 地	
	区 域	面積 m ²
	地 目	
	土地の状況	所有権 有・無 抵当権等の設定 有・無 法令の規定による指定等の状況
墓地等経営計画協議書提出日		年 月 日
標 識 設 置 日		年 月 日
説 明 会 開 催 日		年 月 日
隣接住民等との協議実施日		年 月 日
周辺住民等の意見申出期間		年 月 日 ～ 年 月 日 (30日間 ・ 45日間)
工 事 着 手 予 定 日		年 月 日
工 事 完 了 予 定 日		年 月 日
管理者の住所、氏名及び電話番号		住 所： 氏 名： 電話番号：
備 考		

様式第 8 号（第 8 条関係）

年 月 日

宜野湾市長 殿

住所（主たる事務
所の所在地）
申請者 氏名（名称及び代
表者の氏名）
電 話 番 号

印

墓地等変更許可申請書

宜野湾市墓地等の経営の許可等に関する条例第10条の規定により、次のとおり申請します。

区分 ☐ 墓地 ☐ 納骨堂 ☐ 火葬場 ☐ 拡張 ☐ 縮小	名 称				
	所 在 地				
	区 域	変更前面積	m ²	変更後面積	m ²
	墳 墓 地	変更前面積	m ²	変更後面積	m ²
	区 画 数	変更前	区画	変更後	区画
	地 目				
	土 地 の 状 況	所有権 有・無 抵当権等の設定 有・無 法令の規定による指定等の状況			
	許 可 年 月 日 及び許可番号	年 月 日 第 号			
墓地等変更計画協議書提出日		年 月 日			
標 識 設 置 日		年 月 日			
説 明 会 開 催 日		年 月 日			
隣接住民等との協議実施日		年 月 日			
周辺住民等の意見申出期間		年 月 日 ～ 年 月 日 (30日間 ・ 45日間)			
工 事 着 手 予 定 日		年 月 日			
工 事 完 了 予 定 日		年 月 日			

様式第9号（第8条関係）

年 月 日

宜野湾市長 殿

住所（主たる事務
所の所在地）
申請者 氏名（名称及び代
表者の氏名）
電 話 番 号

印

墓地等廃止許可申請書

宜野湾市墓地等の経営の許可等に関する条例第10条の規定により、次のとおり申請します。

区分 ☐ 墓 地 ☐ 納骨堂 ☐ 火葬場	名 称	
	所 在 地	
	区 域	面積 m ²
	地 目	
	許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
廃 止 予 定 日		年 月 日
工 事 着 手 予 定 日		年 月 日
工 事 完 了 予 定 日		年 月 日
廃 止 の 理 由		

様式第 10 号(第 9 条関係)

指令第 号
年 月 日

住 所
氏 名

宜野湾市長

墓地等（経営・変更・廃止）許可証

年 月 日付けで申請のあった については、墓地、埋葬等に関する法律
第10条第 項の規定により下記のとおり許可したことを証します。

記

- 1 名 称
- 2 所 在 地
- 3 区 分 ☐墓地 ☐納骨堂 ☐火葬場
☐経営（新設） ☐変更（☐拡張・☐縮小） ☐廃止
- 4 区 域 m²
- 5 墓地の墳墓数、納骨堂の区画数及び火葬炉の基数 基
- 6 許可番号 第 号

許可条件

様式第 11 号(第 9 条関係)

指令第 号
年 月 日

住 所
氏 名

宜野湾市長

墓地等（経営・変更・廃止）不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった については、下記の理由により不許可と
します。

記

- 1 名 称
2 所 在 地
3 区 分 ☐墓地 ☐納骨堂 ☐火葬場
☐経営（新設） ☐変更（☐拡張・☐縮小） ☐廃止
4 区 域 m²
5 墓地の墳墓数、納骨堂の区画数及び火葬炉の基数 基

不許可理由

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分を知った日の翌日から起算して 3 月以内に宜野湾市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分を知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、処分の翌日から起算して 1 年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分を知った日の翌日から起算して 6 月以内に、宜野湾市を被告として(訴訟において宜野湾市を代表する者は宜野湾市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 12 号（第 10 条関係）

年 月 日

宜野湾市長 殿

住所（主たる事務
所の所在地）
届出者 氏名（名称及び代
表者の氏名）
電 話 番 号

印

墓地（火葬場）みなし許可届出書

宜野湾市墓地等の経営の許可等に関する条例第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

都市計画事業（土地区画整理事業、住宅街区整備事業）の名称		☐ 都市計画事業 ☐ 土地区画整理事業 ☐ 住宅街区整備事業	
区分 ☐ 墓 地 ☐ 火葬場 ☐ 経営（新設） ☐ 変更 ☐ 拡張 ☐ 縮小 ☐ 廃止	名 称		
	所 在 地		
	区 域	面積	m ²
	地 目		
	認 可 年 月 日 及び認可番号	年 月 日 第 号	
工 事 着 手 予 定 日		年 月 日	
工 事 完 了 予 定 日		年 月 日	
廃 止 予 定 日		年 月 日	
管理者の住所、氏名及び電話番号		住 所： 氏 名： 電話番号：	

様式第 13 号(第 16 条関係)

墓 地 等 の 名 称		
経 営 者	名称及び代表者の氏名	
	主たる事務所の所在地	
許 可 年 月 日		年 月 日
許 可 番 号		第 号

備考

- 1 大きさは、日本工業規格 A 3（297ミリメートル×420ミリメートル）以上とする。
- 2 材質は、耐久性のあるものとする。

様式第 14 号(第 17 条関係)

年 月 日

宜野湾市長 殿

住 所
届出者 氏 名
電話番号 印

地位承継届出書

宜野湾市墓地等の経営の許可等に関する条例第18条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

名 称	
所 在 地	
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
前 経 営 者 の 住 所 及 び 氏 名	住 所 : 氏 名 :

様式第 15 号（第 18 条関係）

年 月 日

宜野湾市長 殿

住所（主たる事務
所の所在地）

経営者 氏名（名称及び代
表者の氏名）

電 話 番 号

印

墓地等工事完了届出書

宜野湾市墓地等の経営の許可等に関する条例第19条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

区分 ☐ 墓地 ☐ 納骨堂 ☐ 火葬場 ☐ 経営（新設） ☐ 変更 ☐ 拡張 ☐ 縮小	名 称	
	所 在 地	
	区 域	面積 m ²
	土 地 の 状 況	所有権 有・無 抵当権等の設定 有・無 法令の規定による指定等の状況
	許 可 年 月 日 及び許可番号	年 月 日 第 号
工 事 完 了 日		年 月 日
墓 地 等 使 用 開 始 予 定 日		年 月 日
許 可 条 件		許可条件履行状況

様式第 16 号（第 18 条関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名

宜野湾市長

墓地等工事完了検査済証

年 月 日付けで工事完了の届出がありました次の墓地等の工事については、
宜野湾市墓地等の経営の許可等に関する条例第19条第 2 項の規定による検査の結果、許可の内容
に適合していることを認めます。

区分 ☐ 墓地 ☐ 納骨堂 ☐ 火葬場 ☐ 経営（新設） ☐ 変更 ☐ 拡張 ☐ 縮小	名 称	
	所 在 地	
	区 域	面積 m ²
	許 可 年 月 日 及び許可番号	年 月 日 第 号
	検 査 年 月 日	年 月 日

様式第 17 号(第 21 条関係)

指令第 号
年 月 日

住 所
氏 名

宜野湾市長

墓地等意見陳述の機会付与通知書

宜野湾市墓地等の経営の許可等に関する条例第22条の規定による公表をするに当たり、下記の
公表内容について意見陳述の機会を付与しますので、期限までに意見書を提出してください。

記

- 1 公表しようとする内容
- 2 公表の根拠となる条例等の条項
- 3 公表の原因となる事項
- 4 意見書の提出先及び提出期限
(口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)

墓 地 台 帳

管理者氏名 印

番号	墓地使用者		死亡者					埋 蔵 (改葬) 年月日	改 葬 の場所	備 考
	住 所	死亡者との 続 柄	本籍	住 所	性別	生年月日	死 亡 年月日			
	氏 名			氏 名						

備 考

1 死産の場合は、死亡者の本籍、住所及び氏名の欄には父母の本籍、住所及び氏名を、性別欄には死児の性別を、死亡年月日欄には分べん年月日を記載すること。

2 改葬に係る記載の場合、改葬の許可を受けた者の住所、氏名及び死亡者との続柄は、墓地使用者と改葬の許可を受けた者が同一であるときには墓地使用者欄に記載し、別であるときには備考欄に記載すること。

様式第 19 号(第 22 条関係)

納 骨 堂 台 帳

管理者氏名 印

番号	納骨堂使用者		死亡者					収 蔵 (改葬) 年月日	改 葬 の場所	備 考
	住 所	死亡者との続柄	本籍	住 所	性別	生年月日	死 亡 年月日			
	氏 名			氏 名						

備 考

- 1 死産の場合は、死亡者の本籍、住所及び氏名の欄には父母の本籍、住所及び氏名を、性別欄には死児の性別を、死亡年月日欄には分べん年月日を記載すること。
- 2 改葬に係る記載の場合、改葬の許可を受けた者の住所、氏名及び死亡者との続柄は、納骨堂使用者と改葬の許可を受けた者が同一であるときには納骨堂使用者欄に記載し、別であるときには備考欄に記載すること。

火 葬 場 台 帳

管理者氏名 印

番 号	火葬申請者		死亡者					火 葬 年 月 日	備 考
	住 所	死亡者との 続 柄	本籍	住 所	性別	生年月日	死 亡 年 月 日		
	氏 名			氏 名					

備 考

死産の場合は、死亡者の本籍、住所及び氏名の欄には父母の本籍、住所及び氏名を、性別欄には死児の性別を、死亡年月日欄には分べん年月日を記載すること。

様式第1号(第2条関係)

様式第2号(第3条関係)

様式第3号(第3条関係)

様式第4号(第5条関係)

様式第5号(第6条関係)

様式第6号(第7条関係)

様式第7号(第8条関係)

様式第8号(第8条関係)

様式第9号(第8条関係)

様式第10号(第9条関係)

様式第11号(第9条関係)

(平28規則13・一部改正)

様式第12号(第10条関係)

様式第13号(第16条関係)

様式第14号(第17条関係)

様式第15号(第18条関係)

様式第16号(第18条関係)

様式第17号(第21条関係)

様式第18号(第22条関係)

様式第19号(第22条関係)

様式第20号(第22条関係)